

西千葉キャンパス交通環境の改善について

「近年環境の現状」

近年、西千葉キャンパスにおいては、路上駐車による消防車等の進入妨害や歩行者への通行障害、路上駐車による児童への視覚妨害等といった問題、そして、南門付近に無秩序に駐輪された自転車による交通の妨げといった問題が発生しています。

現在、問題ある自動車利用者に対し、指導・取り締まりを行うとともに、南門付近の自転車はシルバー人材（安価な経費での協力）による整理業務で何とか対応していますが、抜本的な解決にはなっていません。さらに、駐輪の問題は南門ばかりでなく、総合校舎や図書館周辺など、対応しなければならない場所は他にもいくつかあります。

安全、快適なキャンパスを実現するためには早急に新たな対応が図られなければなりません。

「改善検討の経緯」

このようなことを背景に、各学部等から選出された教職員と学生の代表者で構成された利用者代表者会では、大学の厳しい財政状況も踏まえ、予算をどのように獲得するのかを議論してきました。そして、平成 18 年 4 月から交通環境の改善をはかるため、自転車等の整理業務等を目的とする、協力金を募る事について検討を行ってきました。

駐輪の問題は自転車利用者のみ押し付けがちですが、自転車を利用すること自体が問題ではなく、推奨されるべきことだということは皆様もすでにご承知の通りです。バイロロジーということばがあるように、環境 ISO を取得したキャンパスにはピッタリの交通手段です。一番の問題は駐輪のための面積がないことです。このことには自動車を利用している方々も直接関係しています。限られたキャンパスの面積を自転車と競合して使用している自動車の 1 台が占めるスペースは自転車の何台分にも及びます。このことをご理解いただき、自動車通勤の方々には特にこの協力金にご協力をいただければと思い、アンケート調査を実施しました。

西千葉キャンパス教職員のほぼ全員に回答をお願いし、回収率は 27% でした。自動車利用者では「金額によるが協力する」を含めると 64% 方が協力するとのことで、金額は月額 500 円までが 28%、1000 円・1500 円・2000 円以上で 27%、自転車利用者では同様の回答が 47% で、金額は 13% と 21% でした。また、学生による自転車利用者のアンケートでは、ステッカー代に関し「金額にもよるが協力する」を含めると 48% が払うで、金額は 300 円が 49%、協力金については実行されれば払うが 43% で、金額は 300 円 29%、500 円が 32% でした。

「交通環境改善の考え方」

1. 交通環境を改善するため、昼間も正門のゲートを閉め自動車の入構を管理するとともに、構内の違法な駐輪・駐車車両に対応します。
2. なお、現状の改善が段階的とならざるを得ないため、実費徴収は最低限の改善が出来る金額を設定します。十分な協力が得られない場合には、次年度に交通環境の改善状況を考慮しながら、更なる負担も含め見直しを行います。
3. 自動車、自転車等の利用者にこれらの負担を求めることとし、最低限必要な現在の対応経費を実費として徴収するとともに、不足分を協力金でまかなうこととします。特に、自動車利用者については、強く協力を要請します。
4. 実費を納めた方に許可証（ステッカーを含む）を渡し、これを車両に掲示することとします。この掲示が無いものは大学で許可していない違法車両となります。
5. 毎年数回実施している不法自転車の撤去作業は、環境 ISO での活動を含め、自転車問題に携わる学生を中心とした活動により実施します。
6. 集った交通環境改善の経費は、学外者への対応等を含めた違法車両の整理業務が一定レベルに達した時は、交通環境改善のための施設整備費として活用します。

「経費確保の具体策」

1. 自動車利用者からは、交通環境改善の実費として、年額 2000 円を徴収しパスカードと「職員駐車許可証」を発行します。
2. 併せて、年額一口 5,000 円の協力金（二口以上を強くお願いします）、パスカード等のお支払いと同時に納入いただきます。
3. 協力金は、自動車利用以外の方からも募ります。協力者への感謝として、「協力感謝シール」をお渡ししますので、これを許可証等に張ることなどで協力の有無が一目で分かるようにします。なお、この「協力感謝シール」に口数を記入します。
4. 自転車については、実費として年額 500 円を徴収し、ステッカーを発行します。
5. 事務手続きは、各部局等事務窓口で駐車許可証の発行を登録し、その証明書を発行します。この証明書により、生協等にて自動車の場合はパスカードと駐車許可証、自転車の場合はステッカーを料金と引き替えに渡します。協力金納付者は同様に登録した上、「協力感謝シール」は料金支払い時に手渡されます。
6. 身体障害者、公務での利用者については、登録の上、無料で年間駐車許可証を発行します。
7. また、大学に納品等で出入りしている業者を含め、現在、臨時駐車証を発行している自動車利用者からは自動車利用の実費と協力金を併せた金額（年額 12,000 円）を年間駐車許可証（パスカードとも）として徴収します。
8. また、現在入構を禁止している自動二輪車の場合は、大学運営上必要と判断できる飲食店の「出前」等については、大学として許可した上、自動車同様の料金でパスカードと腕章（夜間の識別に留意）を渡します。